

農地の有効活用のために

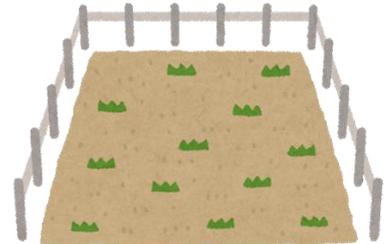
🚨 農地パトロールを実施しています 🚨

農業委員会は毎年1回、その区域内にある農地の利用状況についての調査を行うことが農地法第30条により義務付けられています。

農業委員会では、地区担当委員が農地の利用状況調査を日常的に行っていますが、市内の農地を対象に一斉農地パトロールの実施を予定しています。遊休農地が発生していた場合、以下の通り対応いたします。

遊休農地が発生していた場合

農業委員会が遊休農地の所有者に対して**農地利用意向調査書**を送付し、利用する意向があるのか調査します。調査を行ったのち、利用する意向がなかった場合には**農地中間管理機構**への貸付等を促します。



※相続未登記等により共有者の一部を確認することができない場合、所定の手続きを経て、共有者の過半の同意が得られれば、農用地利用集積計画により20年を超えない期間の貸借ができるようになります。

農業委員会定例総会予定表

～平成31年度の農業委員会定例総会予定です～

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
開催日	25 (木)	28 (火)	25 (火)	25 (木)	27 (火)	25 (水)	25 (金)	25 (月)	25 (水)	27 (月)	25 (火)	25 (水)
申請書等 提出締切日	15 (月)	17 (金)	14 (金)	12 (金)	16 (金)	13 (金)	15 (火)	15 (金)	13 (金)	15 (水)	14 (金)	13 (金)

平成31年度の農業委員会の開催予定をお知らせします。申請書等の提出については、締切日までに提出してください。(期限厳守)なお、開催日等は変更する場合があります。

申込につきましましては、農業委員会事務局までご連絡ください。

全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

週刊 月4回金曜日発行
月700円、年8,400円 (消費税込)

★40歳までに加入する場合、
国庫補助が出る場合があります

40歳未満で一定の要件を満たす方は、保険料2万円のうち2～5割の国庫補助が受けられます。ぜひ、ご検討ください。

★事務経費は全額国費負担

一般の保険会社では保険料の一部から運営経費を負担しているのが一般ですが、農業者年金では全額国費で賄っています。保険料の全額が将来の年金資源として運用されます。

★社会保険料控除対象による節税効果

毎月納める保険料を月額2万円から6万7千円の間で千円毎に自由に決められます。その年に払った保険料の全額が社会保険料控除になりますので、その分課税対象所得が下がります。税金が安くなります。

農業者年金に加入するとお得な理由をいくつかご紹介します。

知って得する!

農業者年金

